

蒲郡市道の駅導入可能性調査委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

蒲郡市道の駅導入可能性調査委託業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」、「防災拠点機能」等としての活用や地域の特色を出した整備が可能である「道の駅」について、本市における計画条件整理、整備目的の整理及びコンセプト・基本戦略、候補地について検討し、本市に導入できる可能性があるか調査することを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市道の駅導入可能性調査委託業務

2 業務内容

別添「蒲郡市道の駅導入可能性調査委託業務仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 契約上限金額

金11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市産業振興部産業政策課産業立地推進室

電話 0533-66-1211

ファックス 0533-66-1188

電子メール ricchi@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）：役務の提供等、営業種目（中分類）：調査委託」の入札参加資格について登録されていること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- 6 平成26年度以降に、元請け、下請けを問わず、国又は地方公共団体が発注する道の駅の導入に関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」いう。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要（任意様式 ※パンフレットでも可）
- ウ 業務（類似含む）実績（任意様式）
- エ 業務実施体制（任意様式）

※本業務の責任者及び各業務の連絡窓口を明確に記載のこと

(2) 提出期限

令和7年4月22日（火）午後4時必着

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールとする。

電子メールの場合は、担当部局に電話連絡の上、提出すること。

(5) 提出書類作成時の留意事項

電子文書のファイル形式はPDFとすること。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和7年4月8日（火）正午から令和7年4月15日（火）午後4時まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問書（様式2）をファックス又は電子メールにより提出すること。

(4) 回答の確認方法

令和7年4月18日（金）までに、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/sangyo/michinoeki.html>

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年4月30日(水)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和7年5月9日(金)までの休日を除く午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年5月23日(金)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者(以下「提案者」という。)は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

提案書の作成に当たっては、次の事項について提案すること。

- (1) 地域の概況に係る現状分析及び課題の把握方法、上位関連計画の整理等
- (2) 先進事例の研究手法
- (3) 整備目的の整理及びコンセプト・基本戦略の検討方法
- (4) 候補地比較検討方法
- (5) 本業務の報告書及び報告書概要版のイメージ
- (6) 本業務の目的を踏まえて、仕様書以外に実施することが推奨される事項

2 提案書の書式

提案書の提出は、別添「道の駅導入可能性調査委託業務仕様書」の業務内容を踏まえ、企画提案書には概ね以下の内容を記載すること

企画提案書	任意様式 ・ 審査項目について必ず提案を行うこと ・ A4版で20枚以内(A4両面10枚以内)
会社概要	任意様式 ・ パンフレットでも可
業務実績	任意様式

	・実績一覧（類似業務含む）
業務実施体制	任意様式 ・本業務の責任者及び各業務の連絡窓口を明確に記載のこと
業務工程表 スケジュール、業務フロー	任意様式 ・A3版1枚 ・受託者と市のそれぞれの分担を明示すること
見積書（消費税及び地方消費税相当額を含む）	任意様式 ・A4版1枚程度 ・積算の内訳を記載すること

3 作成上の注意事項

- (1) 原則A4版とし、縦置き横書き（左綴じ）として製本すること。ただし、図表等表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにすることは差し支えない。
- (2) 両面印刷とすること。
- (3) 企画提案書は1者1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由など提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。
- (4) 別添「道の駅導入可能性調査委託業務 受託事業者選定に係る評価項目及び審査基準・配点」の審査項目の順で作成すること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限
令和7年5月22日（木）午後4時必着
- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
- (4) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）

5 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

6 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること

と。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月7日（水）まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。

(4) 回答

令和7年5月14日（水）までに、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/sangyo/michinoeki.html>

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、道の駅導入可能性調査委託業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、提案者が6者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された5者以内の者についてのみプレゼンテーション等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和7年5月30日（金） 蒲郡市役所新館3階302会議室

※時間及び集合場所等詳細については、別途通知する。

3 評価項目及び審査基準

提案書及びプレゼンテーション等により、別添「道の駅導入可能性調査委託業務 受託事業者選定に係る評価項目及び審査基準・配点」で示す評価項目に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、3の審査及び評価を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各委員の採点に基づき各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、各委員によるこの2者以上に対する評価点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として特定する。さらに、各委員による評価点の合計点数が最も高い提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間

(1)の通知日から7日間の休日を除く午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、電子メール又はファックスによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和7年6月30日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、蒲郡市公式ホームページ上に次の事項を公表するものとする。

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/sangyo/michinoeki.html>

(1) 業務名

(2) 業務内容及び業務期間

(3) 受託者の名称及び所在地

第9 契約に関する基本事項

1 契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者として契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第10 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は、返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
参加表明書の提出	令和7年4月22日（火）午後4時
参加資格要件確認結果通知 及び提案書提出要請	令和7年4月30日（水）
提案書の提出	令和7年5月22日（木）午後4時
プレゼンテーション等	令和7年5月30日（金）
提案書審査結果の通知	令和7年6月6日（金）
契約締結	令和7年6月13日（金）